

ファミリーサポート・センター のしおり



府中町ファミリーサポート・センター



目次

ファミリーサポート・センターとは	1
会員の種類	2
援助の内容	3
会員登録について	4
援助活動の流れ	5
会員の約束	6
利用料金の基準	7
個人情報の保護について	8
緊急連絡先・研修について	9
補償保険制度について	10
活動にあたって	12
病気やケガへの対応、相互活動中の安全上のお願い	13
会則	15

ファミリーサポート・センターは

府中町ファミリーサポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行いたい人（まかせて会員）が、子育ての相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

センターが子育ての手助けが必要な人を結びつけるお手伝い（支援）をします。

事業の実施主体は府中町です。公益社団法人府中町シルバー人材センターが府中町からの委託を受け、府中町ファミリーサポート・センター(以下、センターという)を設置、運営しています。





会員の種類

おねがい会員（A会員）



府中町に居住または勤務し、0歳から小学校6年生までの子どもがいる人。

*センターの行う説明を受けてください。

まかせて会員（B会員）



府中町に居住し、心身ともに健康で子育て援助活動に理解と熱意がある、20歳以上の人。

*センターが実施する基本講習会または指定する養成講座（県が主催する子育て支援員講習会など）を受講してください。

両方会員（C会員）



おねがい会員、まかせて会員両方を兼ねる人。

*センターが実施する基本講習会、または指定する養成講座（県が主催する子育て支援員講習会など）を受講してください。

入会金・会費は無料です





援助の内容

- 保育所、幼稚園などの保育開始時間まで、または保育終了時間後に子どもを預かります。
- 保育施設等へ子どもを送迎します。
- 小学校の留守家庭児童会終了後に子どもを預かります。
- 冠婚葬祭や買い物、学校行事の時などに子どもを預かります。
- その他、急な用事の時などに子どもを預かります。
- おねがい会員の仕事と育児の両立を図るために必要な活動を行います。

*子どもを預かる場所は、原則、まかせて会員の自宅になります。両者の合意があればその他の施設でも預かり（活動）は可能です。

*病気の子どもの預かりはできません。

*宿泊を伴う預かりや深夜（午後9時以降）に及び預かりは出来ません。

***本人及び家族が感染症の場合、及び潜伏期間内の預かりはできません。**





まずは会員登録が必要です

センターのしくみやセンター会則を了解のうえ、登録手続きをします。

- センターはおねがい会員にまかせて会員を紹介します。
- おねがい会員とまかせて会員は事前打ち合わせをします。(面談)

子どもの現在の状況については面談時アドバイザーが書類を持参します。

*面談は、子どもとともにまかせて会員のところへ出向き、援助してほしいことや、子どもの状況(健康、好きな遊びなど)を話し、自宅、経路の確認など、十分な打ち合わせをし、お互いに理解を深めていきましょう。

援助が必要になったら



- ① おねがい会員はまかせて会員に依頼の申し込みをします。
- ② おねがい会員はセンターに活動日および時間を報告します。
- ③ センターは活動日時を把握し、損害保険の対象として登録します。

*まかせて会員の都合が悪く、依頼ができなかった時はセンターに連絡してください。

センターに連絡がない活動については、保険は適用されません。

- ④ 援助活動
- ⑤ 援助活動終了後、確認印、利用料の授受

まかせて会員は、援助が終わったら「援助活動の報告」を記入し、おねがい会員の確認印をもらいます。

おねがい会員は利用料や、^{*}実費をまかせて会員に直接支払います。

※は7Pに記載

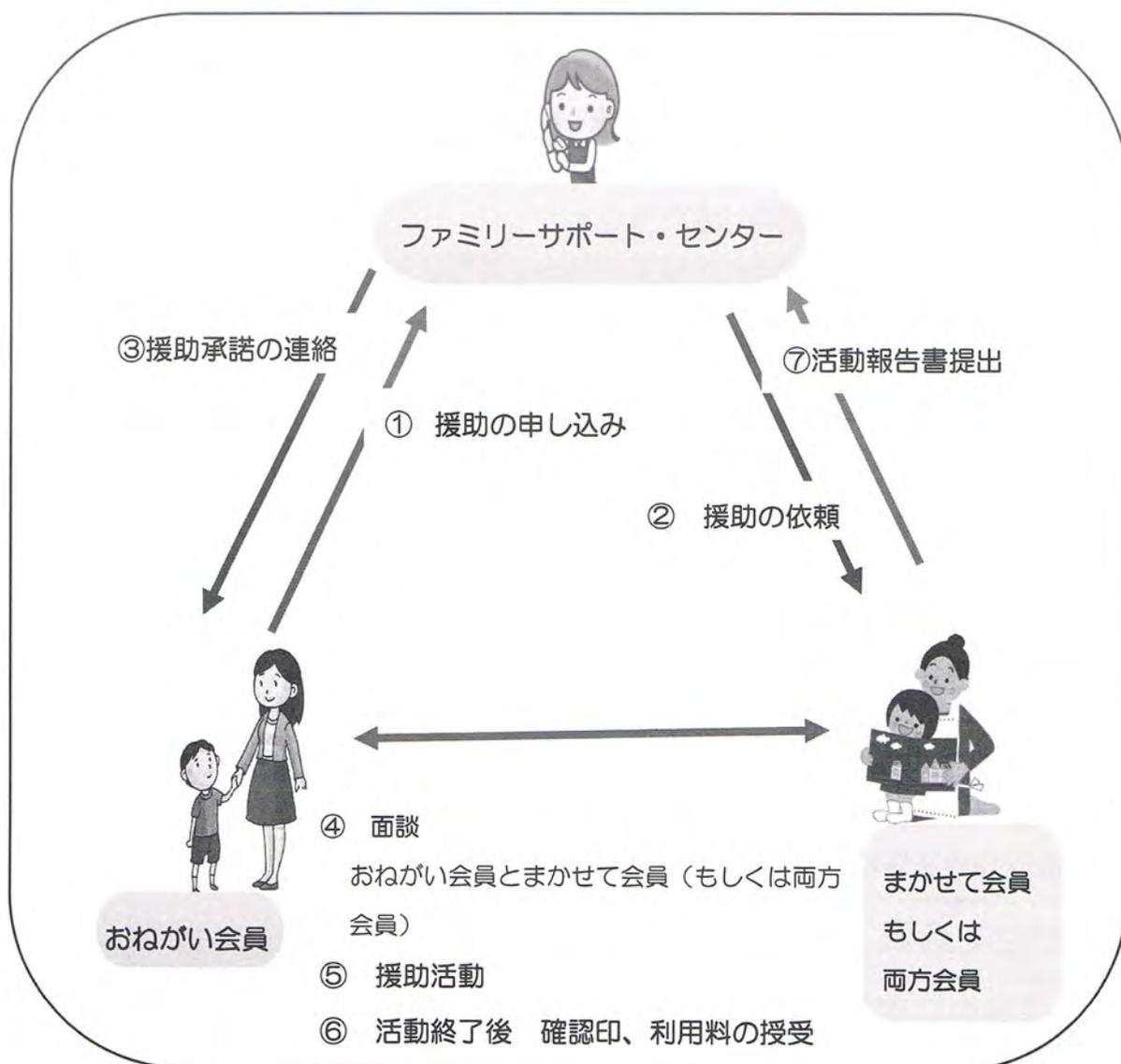
- ⑥ 活動報告書の提出

まかせて会員は翌月の5日までに活動報告書のコピーをセンターに提出します。

*依頼を取り消す場合は、おねがい会員からまかせて会員とセンターに速やかに連絡してください。



援助活動の流れ





会員の約束

おねがい会員・まかせて会員

- ファミリーサポート・センターの活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
- 必ず、事前の打ち合わせ、連絡を行い、お互いの理解のもとに活動しましょう。
- 活動中は会員証を携帯し、身分を証明する必要がある時は、提示してください。
- 活動するときは必ずセンターに連絡してください。センターに事前連絡がない活動は、補償保険の適用はされません。
- 住所、電話番号など連絡先の変更があった場合はセンターに連絡してください。なお、郵便物が返送されて1年以上たった場合は退会になります。
- 退会の場合は会員証を返却してください。
- 年度末に、次年度の継続を希望されない場合はセンターにご連絡ください。

おねがい会員

- 依頼した活動以外は頼まないでください。
- 気になることがあれば事前にまかせて会員に伝えておき、トラブルや事故が生じないようにしましょう。
- 依頼する当日は、子どもの健康状態を把握し、まかせて会員に伝えましょう。
- 活動終了後、定められた利用料をまかせて会員に渡してください。
- おやつや食事が必要な時は十分打ち合わせしてください。

まかせて会員

- 活動中に事故が生じた場合は速やかに保護者に連絡してください。またセンターにも必ず連絡してください。
- 活動終了後は、活動報告書を作成し、センターにコピーを提出してください。



利用料金の基準

活動時間	1時間当たりの利用料金
月曜日～金曜日 午前7時～午後7時	600円
土曜日・日曜日・祝日 上記以外の時間帯	700円

- 最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える活動については、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間の料金とします。
- 1人のまかせて会員が複数子ども（兄弟・姉妹に限る）を預かる場合は2人目から半額とします。

依頼の取り消しについて

- 前日までの取り消しは無料です。
- 当日、予定時刻までの取り消しは、予定利用額の半額を支払います。
- 依頼予定時刻までに取り消しの連絡をしなかった時は、全額を支払います。

実費について

- 食事（ミルク代）、おやつ代、おむつ代についてはおねがい会員が実費を支払います。
- 送迎は、公共交通機関、またはタクシーを利用し、その実費はおねがい会員が支払います。やむを得ず、まかせて会員の自家用車を利用する場合は、双方でチャイルドシートの利用など話し合いのうえで活動してください。

* 援助活動利用料の計算の例

* 6:30~ 7:30 →700円

* 18:30~19:30 →700円

* 6:30~ 8:00 →700+300=1,000円

* 18:30~20:00 →300+700=1,000円

* 活動報告書は活動終了後、その都度記入し、おねがい会員は確認の上利用者印を押してください。

* まかせて会員は利用料金授受終了後、報告書兼領収書をおねがい会員に渡してください。

* まかせて会員は、翌月5日までに活動報告書（センター控え）をセンターへ持参またはFAXにて提出してください。



個人情報の保護について

センターは、運営主体である府中町シルバー人材センターの「個人情報保護に関する規程」に則し、個人情報の保護に努めます。

活動にあたっては、援助活動で知り得たお互いの住所、氏名、電話番号、家庭の事情などを第三者に話したり、打合わせに使った書類は厳重に扱い、電話番号などを自分の手帳や携帯電話などに記載した場合は責任を持って管理し、援助活動終了後は適切に処分してください。



緊急連絡先

センター開設時間外での緊急連絡は

シルバー人材センター 月～金 8:30～17:30

(082) 285-0161

ファミリーサポート・センター携帯

(活動中での緊急事態に対応)

090-6406-5286

- *緊急時以外は開設時間内にファミリーサポート・センター一般電話にかけてください。
- *携帯電話はすぐに受けられない場合があります。着信履歴よりかけ直します。電話番号は通知設定にしてください。
- *携帯電話は、緊急連絡用です。サポート中に子どもや会員が事故等の事故にあったときや、まかせて会員が予定していた援助活動ができなくなった時などに使用してください。



研修について

新しく入会された、まかせて会員の方は、活動にあたりセンターが実施する基本講習会、または、指定する養成講座（子育て支援員など）を受講してください。

毎年、全会員対象に、スキルアップ講座・交流会も開催しています。ぜひご参加ください。





補償保険制度について

・・・・・・・・補償保険の目的・・・・・・・・

会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」、「依頼子ども傷害保険」の3つに加入することになります。（保険料については、全額センターが負担します）

※なお、この保険は災害時には適用されません。

サービス提供会員傷害保険

この保険は、まかせて会員が、本会の紹介による援助活動中や、援助活動のため自宅と援助を受ける子ども宅や、保育所などへの往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被ったときに補償するものです。

事由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	350万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 350～14万円	事故日より160日以内の後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日以内を限度
手術	2,000円×10倍 または5倍	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

まかせて会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えることにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはまかせて会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	てん補限度額（補償額）
対人賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1,000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

*自動車で送迎してけがをした場合は、サービス提供会員傷害保険と子ども傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。

*おねがい会員の子どもが、まかせて会員宅の財物を破損、また、まかせて会員の子どもにけがをさせた場合等、まかせて会員に対し、30,000円を限度にお見舞金を支払うお見舞金制度もあります。

依頼子ども傷害保険

おねがい会員の子どもが、援助活動中に事故を被った場合、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300～12万円	事故日より160日以内の後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日以内を限度
手術	2,000円×10倍 または5倍	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

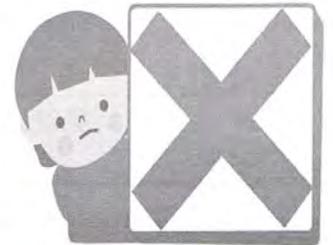
活動にあたって

安全への対応

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。
会員一人ひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。

子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えてないような行動をすることがあります。
決して、目を離さないようにしましょう。



子どもの目線でもう一度確認を！

子どもの手の届くところに危険なものやタバコ、ポットなどを置いていませんか？

また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか？

子どもの目線になってもう一度確認しましょう。

家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

階段、ドア、ふろ場、台所、ベランダなど、常に安全に気を配り、事故がおこらないように、活動前は必ず安全チェックリストで周りの環境を確認しましょう。





病気やけがへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが急に熱を出したり、けがをするなどの異常が認められたときは、まず、まかせて会員自身が落ち着いて次の行動をとるようにしましょう。

1. おねがい会員に連絡する

子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。
落ち着いて順序良く伝えましょう。

2. おねがい会員の指示を受ける。

緊急を要する場合でなければ、まずおねがい会員と相談し、対応しましょう。

おねがい会員は必要な指示をわかりやすく伝えてください。
独自の判断で投薬や、医療機関の受診はさせないでください。

3. 緊急を要するけがや病気の場合は 119 番通報

救急車が来るまでの手当ての方法を聞き、それに従ってください。医療機関に連れて行く際は、必ず事前打ち合わせ表を持参してください。

4. センターに連絡する。082-281-0581

保険の手続きを行う必要上、病気やけがの対応が済み次第、センターに報告してください。

相互援助活動中の安全上のお願い

- 1 子どもだけにして家を留守にしないでください。
- 2 火災や地震の際の避難経路の確認をしてください。
- 3 いつも子どもから目を離さないでください。特にソファーやベッドなど高いところに寝かせたり、座らせたりしたとき気をつけてください。
- 4 階段や段差のあるところは、子どもが落ちないように対策をしてください。
- 5 ドアがバタンと閉まらないような対策をしてください。
- 6 たばこ、薬、マッチ、化粧品、洗剤、刃物、電池などは子どもの手の届かないところに置いてください。
- 7 ビニール袋やラップ、紙袋、紐などは子どもの手の届かないところに置いてください。
- 8 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどは子どもの手の届かないところに置いてください。
- 9 暖房としてストーブやファンヒーターなどを使う際、火傷に気をつけてください。
- 10 子どもを抱いているとき、たばこを吸ったり熱いものを飲んだりしないでください。
- 11 浴室に鍵をかけるなど、子どもがひとりで入らないような対策をしてください。
(鍵がかからないときはお風呂の水を必ず抜いてください。)
- 12 ベランダや窓のそばに踏み台となるような物を置かないでください。
- 13 自動車の中に子どもをひとりにしておかないでください。
- 14 やむを得ず自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使ってください。



府中町ファミリーサポート・センター会則

(名 称)

第1条 本会は、府中町ファミリーサポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、府中町から委託を受けた公益社団法人府中町シルバー人材センターが運営しその事務所を広島県安芸郡府中町鶴江一丁目9-20公益社団法人府中町シルバー人材センター鶴江作業所内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)と育児の援助を受けたいもの(以下「おねがい会員」という。)が会員相互の育児に関する支援活動(以下「相互援助活動」という。)を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを行うことを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員及び入会希望者を対象とする講習会、研修会等に関すること。
- (4) アドバイザー及びサブリーダー並びに関係機関等との調整に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な業務。

(組 織)

第5条 センターは、次に掲げる者により組織する。

- (1) 代表者
- (2) アドバイザー
- (3) サブリーダー
- (4) 会員
 - ア まかせて会員
 - イ おねがい会員
 - ウ 両方会員

(会員の責務等)

第6条 会員は、町内に居住し、または勤務先を有する者で、センターの趣旨を理解しセンターの承認を得た者とする。

2 会員は、信義に基づき誠実に相互援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た会員の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり秘密を漏らしたりしてはならない。退会後も同様とする。

- 4 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害について、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決するものとする。
- 5 前項の発生時は、直ちにセンターに連絡しなければならない。
- 6 相互援助活動の対象児は、おねがい会員の親族であって、原則として0歳から小学6年生までとする。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。
また、センターの承認を受けなければならない。

- 2 センターは、内容を精査し前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。
- 3 まかせて会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。(但し子育て支援養成等の講習を受けた者は免除する。)

(会 費)

第8条 会費は原則として無料とする。

(保 険)

第9条 会員は、子育て相互援助活動補償保険に一括して加入するものとする。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 会員は、退会に際して会員証をセンターに返還するものとする。

(アドバイザー)

第11条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 相互援助活動の調整
- (4) サブリーダーの育成指導
- (5) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に係わる事務
- (6) 他のセンター及び関係機関との連絡調整
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) センターの経理事務等の業務運営

(サブリーダー)

第12条 センターは、円滑な相互援助活動を推進するために、サブリーダーを置くこととする。

- 2 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整を行う。

(相互援助活動の内容)

第13条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的又は臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設までの送迎を行うこと。

- (2) 保育施設の保育開始前や終了後、子どもを預かること。
 - (3) 学校の放課後又は放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
 - (4) 子どもが軽度の病気の場合等臨時的、突発的に終日子どもを預かること。
 - (5) 保護者等の病気や急用等の場合、子どもを預かること。
 - (6) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - (7) 買い物など外出の際、子どもを預かること。
 - (8) その他、会員の育児のために必要な援助を行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、まかせて会員の自宅である。双方の合意があれば施設でのあずかりも可能。
 - 3 子どもの宿泊は、原則として行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

- 第14条 会員は、相互援助を必要とする場合には、アドバイザー又はサブリーダーに対してまかせて依頼の申込みをする。
- 2 おねがい会員から援助以来の申込みを受けたアドバイザー又はサブリーダーは、相互援助内容、日時等を詳細に確認のうえ、援助の必要があると認めるときは、まかせて会員に連絡するものとする。
 - 3 おねがい会員は、前項の規定による依頼内容以外の相互援助をまかせて会員に求めてはならない。
 - 4 まかせて会員は、相互援助活動中、常に会員証を携帯し、身分を証明する必要が生じた場合は提示しなければならない。
 - 5 まかせて会員は、相互援助活動後、援助活動報告書に活動の記録を記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。
 - 6 まかせて会員は、援助活動報告書を一週間以内にセンターに提出するものとする。

(報 酬)

- 第15条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、相互援助活動終了後センターが別に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する

府中町ファミリーサポート・センター 入会申込書

会員区分	A おねがい会員 B まかせて会員 C 両方会員		
(ふりがな) 氏 名			
生年月日	S H	年	月 日
住 所	〒		
電 話	自 宅		
	携 帯		
受付月日	平成	年	月 日 受付職員

上記のとおり府中町ファミリーサポート・センターへ入会を申し込みます。

平成 年 月 日

氏 名



府中町ファミリーサポート・センター

(委託先：公益社団法人府中町シルバー人材センター 理事長 浦田 宏)

※ 承 認	済 ・ 保留
※ 受付番号	
※ 入 力	

府中町ファミリーサポート・センター 会員票

*会員番号	
-------	--

会員区分	A おねがい会員 B まかせて会員 C 両方会員		※入会	年	月	日		
(ふりがな) 氏名			※退会	年	月	日		
生年月日	S・H	年	月	日	()	歳		
性別	男 ・ 女							
住所	〒		学校区 () 小学校区					
緊急連絡先	①		TEL					
	②		TEL					
同居家族	配偶者 有・無 子供 人		勤務先住所 〒					
	ペット 有・無 その他 ()		☎ ()					
援助の必要な子供 (A・C会員記入)	(ふりがな) 子供の名前	性別	生年月日 (年齢)			保育所・幼稚園・学校		
		男・女	H	年	月	日	歳	
		男・女	H	年	月	日	歳	
		男・女	H	年	月	日	歳	
		男・女	H	年	月	日	歳	
援助できる日 (B・C会員記入)	曜日	日	月	火	水	木	金	土
	時間帯							
	早朝 (: ~7:00)							
	午前 (7:00~12:00)							
	午後 (12:00~17:00)							
	夕方 (17:00~19:00)							
	夜 (19:00~ :)							
	○:活動できる △:その時による ×:活動できない							
特記事項								
ボランティア経験等	1 無 2 有 内容: 託児・介護 (老人・病人・障害者・障害児) その他 [具体的に記入してください。]							
資格・免許	1 無 2 有 (運転免許・保育士・教員・ヘルパー) その他 ()			※ 講習会参加状況 / / / / / /				

府中町ファミリーサポート・センター事業

活動及び利用同意書

私（ ）は、府中町ファミリーサポート・センターで活動及び利用時において発生した事故または災害については、府中町ファミリーサポート・センターが加入している傷害賠償保険による補償を適用することに異議ありません。

また、私（利用者及びその家族）の個人情報については必要最小限の範囲で行政庁、医療機関等、活動及び利用会員への説明利用することを同意します。

平成 年 月 日

氏名

印

子どもの状況

会員番号 ()

会員氏名 ()

子どもの名前 ((ふりがな)) (歳 ヶ月) 愛称 ()

食事・おやつ

アレルギーがありますか。 ある ・ ない
食べられない物 ()

好きな遊び

睡眠で気になること

排泄

緊急連絡先

TEL

かかりつけの病院

TEL

特に気をつけてほしいこと

※ 当日、まかせて会員さんにお渡してください。援助活動が終わりましたら、おねがい会員さんが持って帰ってください。

個人情報保護に関する基本方針

府中町ファミリーサポート・センター（以下「センター」という。）は、登録会員に対して、お互いのニーズに基づいてペアを組み相互援助活動を行うため、育児の援助を受けたい人（以下おねがい会員）と育児の支援を行いたい人（以下まかせて会員）の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の個人情報を取得、利用させていただいております。

センターは、個人情報に係る個人の権利利益と適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすため、“個人情報の保護に関する基本方針”を定め、次の方針で個人情報を取扱います。

なお、本方針が対象とする個人情報は、センターが業務において入手、又は知り得た個人情報及び業務上保有するすべての個人情報とします。

- 1 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱いに関する慣行に準拠し、適正に取扱います。
- 2 個人情報の取扱いに関する規定を策定し、センターの役職員及び登録会員に遵守させるとともに、全ての役職員及び登録会員に対する教育を行い、本指針の周知徹底と個人情報保護意識の向上を図ります。
- 3 まかせて会員に提供する相互援助活動に、おねがい会員の所有する個人情報が含まれる場合は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な取扱いに十分配慮して就業するよう遵守させます。また、相互援助活動した後においても、援助活動中に知り得た個人情報を他人に知らせること等のないよう、遵守させます。
- 4 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知又は公表し、その利用目的に従って個人情報を取扱います。
- 5 個人情報の漏えい、滅失、き損等を防止するため、適正かつ合理的な安全管理を実施し、センターが個人情報の取扱いを外部に委託する際は、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先においてもセンターと同様の措置を講ずるよう要請します。
- 6 保有する個人情報について、本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして、誠意をもって対応します。
- 7 本方針、関連諸規程を含む個人情報保護体制の評価と見直しを定期的・継続的にを行い、その改善に努めます。

